

別表第1

(第1条、第3条、第5条、第9条関係)県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 市発注工事(宿毛市、宿毛市土地開発公社その他市が出資する公社等の発注する工事をいう。以下同じ。)の請負契約に係る一般競争又は指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>(2) 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(3) 県内における工事で市発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり過失により工事を粗雑にした場合において瑕疵が重大と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(5) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p style="text-align: center;">1</p> <p>(6) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>(7) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>
<p>(8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>

別表第2

(第1条、第3条、第4条、第5条、第9条関係)贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
(1) ア、イ又はウに掲げるものが、宿毛市の職員(宿毛市土地開発公社職員を含む。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	7月以上28月以内
イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものでアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	6月以上24月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	4月以上16月以内
(2) ア、イ又はウに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
ア 代表役員等	6月以上24月以内
イ 一般役員等	4月以上16月以内
ウ 使用人	2月以上10月以内
(3) ア、イ又はウに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴をされたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
ア 代表役員等	4月以上16月以内
イ 一般役員等	3月以上12月以内
ウ 使用人	2月以上8月以内
(独占禁止法違反行為)	
(4) 市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上24月以内
(5) 県内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から5月以上20月以内
(6) 県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から4月以上16月以内
(競売入札妨害又は談合)	
(7) 市発注工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から7月以上28月以内
(8) 市発注工事に関し、一般役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から4月以上24月以内
(9) 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から5月以上24月以内
(10) ア又はイに掲げるものが締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
ア 県内の他の公共機関の職員	3月以上20月以内
イ 県外の他の公共機関の職員	2月以上16月以内

<p>(暴力団排除)</p> <p>(11) 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者(以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行う恐れがある者若しくは暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者(以下「暴力団準構成員」という。)であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月以上24月以内</p>
<p>(12) 役員等が業務に関し、暴力団員又は暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月以上18月以内</p>
<p>(13) 暴力団関係者を雇用しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(14) 役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から4月以上18月以内</p>
<p>(15) 役員等が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員となる等、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から4月以上18月以内</p>
<p>(16) 役員等が業務に関し、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から4月以上18月以内</p>
<p>(17) 市発注工事に関し、役員等又は使用人が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月以上18月以内</p>
<p>(18) 市発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けながら、市への報告を怠ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>(19) 市発注工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上14月以内</p>
<p>(20) 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上14月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(21) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上14月以内</p>
<p>(22) 代表役員等が飲酒運転若しくは無免許運転により逮捕若しくは検挙され、若しくは人身事故をおこしたとき又は交通違反により発生した事故が重大であるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(23) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上14月以内</p>